

一般事業主行動計画策定・変更届

届出年月日 平成 30年 12月 20日

富山県労働局長 殿



（ふりがな） しゃかいふくしほうじん たてのふくしかい
 一般事業主の氏名又は名称 社会福祉法人 立野福祉会

（ふりがな） りじちよう ひぐち ひさゆき
 （法人の場合）代表者の氏名 理事長 樋口 久幸

住 所 〒933-0341
 富山県高岡市上渡 161

電 話 番 号 0766-31-5700



一般事業主行動計画を（策定・変更）したので、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第1項又は第7項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 常時雇用する労働者の数

男性労働者の数	93人
女性労働者の数	22人
	71人
2. 一般事業主行動計画を（策定・変更）した日 平成30年12月3日
3. 変更した場合の変更内容
 - ① 一般事業主行動計画の計画期間
 - ② 目標又は女性活躍推進対策の内容（既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。）
 - ③ その他
4. 一般事業主行動計画の計画期間 平成31年1月1日 ～ 平成35年12月31日
5. 一般事業主行動計画の労働者への周知の方法
 - ① 事業所内の見やすい場所への掲示
 - ② 書面の交付
 - ③ 電子メールの送信
 - ④ その他の周知方法
6. 一般事業主行動計画の外部への公表方法
 - ① インターネットの利用（自社のホームページ）女性活躍・両立支援総合サイト／その他
 - ② その他の公表方法
7. 女性の職業生活における活躍に関する情報の公表の方法
 - ① インターネットの利用（自社のホームページ）女性活躍・両立支援総合サイト／その他
 - ② その他の公表方法
8. 一般事業主行動計画を定める際に把握した女性の職業生活における活躍に関する状況の分析の概況
 - (1) 基礎項目の状況把握・分析の実施 (済)
 - (2) 選択項目の状況把握・分析の実施（把握した場合、その代表的なもののみを記載）
 (各雇用管理区分における女性の採用人数)

一般事業主行動計画の担当部局名	総務
（ふりがな） 担当者の氏名	しま ゆうこ 嶋 裕子

行 動 計 画

女性が更に活躍し、継続的に就業できるよう、必要なワークライフバランス、職場環境の整備をおこなうため、次のように行動計画を策定する。

社会福祉法人 立野福祉会
理事長 樋口 久幸

1 計画期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日までの5年間

2 目標と取組内容・実施時期

目標1 男女ともに両立支援制度を利用しやすい環境を整備する。

< 対策 >

- ・平成31年1月～ 利用可能な両立支援制度に関する周知をおこなう
- ・平成31年2月～ 男性や非正規職員の両立支援利用を推進する取り組みをおこなう

目標2 正社員の平均勤続年数を10年以上にする。

< 対策 >

- ・平成31年1月～ 就労における悩み等を相談できる相談窓口を設置し、女性職員が気軽に相談できる体制を整備する。
- ・平成31年2月～ 職員との面談時に、本人のワークライフバランスの考え方を確認し、その実現に向けた働き方を検討、提案する。

雇用形態別人数

(単位：人)

	正職員	パート	有期契約	全職員
男	16	3	3	22
女	54	11	6	71

雇用形態別勤続年数

(単位：年)

	正職員	パート	有期契約	全職員
男	6.8	6.7	10.4	7.2
女	9.3	12.7	13.7	10.3

社会福祉法人立野福祉会 行動計画

職員が仕事と子育て又は介護を両立させることができ、全ての職員がその能力を十分に発揮できるよう、働きやすい環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：妊娠中の女性職員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して職員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 平成28年4月～ 妊娠中や出産後の女性職員の健康の確保について、制度周知等に関する相談窓口を開設
- 平成28年5月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、管理職を対象とした研修及び社内広報誌などによる職員への周知

目標2：子の看護休暇制度及び家族の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、パート職員も含め半日又は時間単位での取得を認めるなどの弾力的な運用）。

<対策>

- 平成28年4月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 平成28年度～ 制度の導入、社内掲示板などによる職員への周知

目標3：育児休業を取得しやすく、また職場復帰しやすい環境の整備として、職員の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項について周知を図る。

<対策>

- 平成28年4月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 平成28年9月～ 育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項の職員への周知